

入退会に関するQ & A

Q1：日本介護福祉士会または都道府県介護福祉士会のどちらか一方のみに入会することは可能か。

A1：日本介護福祉士会会員規則第2条第2項の規定により、本会の正会員は都道府県介護福祉士会に入会することとなります。よってどちらか一方に入会することはできません。

Q2：二年会費未納者はどの時点で会員資格を喪失することになるのか。

A2：本会の定款で定める年会費の納入期限は、当該年度末の3月31日となりますが、猶予期間として翌年度末の3月31日までに納入があれば会員資格は有効となります。また、同日までに納入がなければ、定款第7条第1項に規定する支払義務を履行しなかつたこととなり、同第8条第1項第4号の規定により会員資格を喪失することになります。

Q3：いつまでに退会届を提出すれば新年度の会費が発生しないのか。

A3：原則的に年度末の3月31日までです。